

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日は、翌日)
(當たる日は、翌日)

退任した役員の氏名及び住所

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 磯上 嶽 倉吉市国府九九〇一一二

高岡俊一 国分寺一六〇一一

荒尾磨 服部八〇一

山本義正 国府三七八

田中忠儀 服部六五一

早田重喜 下米積四二〇

林一男 横田七〇四

徳本千忠 服部九七九一六

河本一明 別所一一八一一

秋吉正之 上米積三七一

岩本猛義 下福田七二三一二九

長田清太郎 横田九〇一一

木田三郎 下福田三四二

船越雅規 大谷五五

大口喜久雄 東伯郡大栄町大字東高尾四六七

田中満慶 倉吉市国府四八七
矢田恒則 下米積七四四一
大下進 福光四二一

鳥取県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

監事

昭和五十九年二月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 磯上 岩	倉吉市国府九九〇一一一
高岡俊一	国分寺一六〇一一一
荒尾磨	服部八〇一
山本義正	国府三七八
田中忠儀	服部六五一
林早田重喜	下米積四二〇
木田清太郎	横田七〇四
長田千忠	福光四一四
木田三郎	上米積三七一
河本一明	横田九〇一一一
岩本猛義	下福田三四二
船越雅規	服部九七九一一六
河原條寬	大谷五一五
山崎良延	下福田七〇六
徳岡昭彦	尾原六三四一三
田中満慶	東伯郡大栄町大字東高尾三七五
矢田恒則	倉吉市国府四八七
大下進	下米積七四四一一
	福光四二一

昭和五十九年二月十七日就任 任期四年

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 森本敏光 東伯郡東伯町大字三保一五七
昭和五十九年二月二十一日退任

鳥取県告示第二百四十号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（浦富南地区農業用用排水、農道整備、暗きよ排水及びほ場整備を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十一号

福部村から申請のあつた村営土地改良（箭渓地区ほ場整備）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

福部村から申請のあつた村営土地改良（箭渓地区農業用用排水と暗きよ排水を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十二号

福部村から申請のあつた村営土地改良（八重原地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

公 告

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
上野福尾地区ほ場整備事業	昭和四十七年三月二十五日	上野福尾土地改良区
国信地区ほ場整備事業	昭和五十一年三月二十五日	大山北部土地改良区

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和59年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（

昭和44年労働省令第24号) 第66条第3項の規定により公告する。

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所
実技試験問題の公表

昭和59年3月23日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

実技試験問題は、昭和59年6月13日(水)に鳥取県職業能力開発
協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種	実施期日
機械加工、建築板金、仕上げ、製材のこ目立て、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、製版、印刷、プラスチック成形、石工、とび、左官、れんが積み、プロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、塗料調色、広告美術仕上げ、写真及びフラー装飾	9月2日(日)

2 検定の等級

技能検定は、1の職種ごとに1級、2級及び単一等級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

- (1) 実技試験
ア 実施期日

昭和59年6月22日(金)から同年9月17日(月)までの間におい
て、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

- イ 実施場所

検定職種	実施期日
機械加工、建築板金、仕上げ、製材のこ目立て、建設機械整備、家具製作、石工、れんが積み及び塗料調色	9月9日(日)

田 醸 金 田 23 月 3 年 59 和 昭

昭和59年3月23日 金曜日

鳥取県公認

- (1) 提出書類
 ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
 イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- (2) 提出先
 鳥取市本町三丁目102 鳥取商工会館内
 鳥取県職業能力開発協会
- (3) 受付期間
 昭和59年4月13日（金）から同月24日（火）まで（郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。）
- (4) 受検申請に関する注意
 ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、60円切手をはつたもの）を同封して行うこと。
 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。
- 6 受検手数料等
- (1) 受検手数料
 ア 実技試験の受検手数料
- | 検定職種 | 手数料 |
|------|---------|
| 園芸装飾 | 11,000円 |
| 機械加工 | 11,000円 |

放電加工	11,000円
金属プレス加工	9,000円
鉄工	11,000円
建築板金	11,000円
工場板金	11,000円
電気めつき	11,000円
仕上	11,000円
製材のこ目立て	11,000円
ダイカスト	9,000円
電子機器組立て	11,000円
電気機器組立て	11,000円
建設機械整備	9,000円
婦人子供服製造	8,000円
紳士服製造	9,000円
布はく縫製	11,000円
家具製作	11,000円
建具製作	11,000円
製版	11,000円
印刷	11,000円
刷版	11,000円
プラスチック成形	11,000円
石工	11,000円
とび工	10,000円
左官	9,000円
れんが積み	11,000円

プロック建築	9,000円
タイル張り	9,000円
置 製 作	11,000円
防 水 施 工	11,000円
庄 仕 上 げ 施 工	11,000円
天 井 仕 上 げ 施 工	11,000円
熱 絶 緑 施 工	11,000円
サ ッ シ 施 工	11,000円
表 装	11,000円
塗 料 調 色	9,000円
広 告 美 術 仕 上 げ	11,000円
写 真	11,000円
フ ラ ウ イ 装 飾	11,000円
イ 学 科 試 験 の 受 験 手 数 料	2,000円
(2) 納付方法	

- (1) 合格通知
実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が、昭和59年10月3日（水）に書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表
技能検定合格者の氏名は、昭和59年10月5日（金）の鳥取県公報で公告する。
- 8 その他
技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課（電話0857-26-7231）又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。

- (1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受験手数料は納付を要しない。
- (3) その他
受験申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受験手数料は返還しない。
- 7 合格者の発表等